

業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 大阪府立急性期・総合医療センター新棟増築事業に係る基本構想・基本計画の策定及びその他業務委託
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 大阪府立急性期・総合医療センター
 - (2) 施設の場所 大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
 - (3) 施設用途 病院
(平成21年国土交通省告示第15号別添二第十号(第2類)総合病院)
3. 計画と条件
 - (1) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 48,438.70㎡
 - b. 計画地(予定) 南側駐車場部分 約5,300㎡
 - c. 用途地域及び地区の指定 第1種住居地域・商業地域
 - (2) 施設の条件
 - a. 施設の延べ面積 約12,000㎡程度
 - b. 耐震安全性の分類
官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(建設大臣官房官庁営繕部監修)による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

ア 構造体	I 類
イ 建築非構造部材	A 類
ウ 建築設備	甲 類
 - (3) その他参考資料として、『大阪府立急性期・総合医療センター新棟増築工事基本構想原案(以下「基本構想原案」という。)』を使用する。
4. 委託業務の範囲
 - (1) 新棟増築事業に係る基本構想の策定
 - (2) 新棟増築事業に係る基本計画の策定
 - (3) 新棟増築事業に係るその他業務
5. 履行期間 契約締結日から平成25年1月15日(火)まで

II 業務仕様

1. 共通仕様書
本業務委託仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による。ただし、当該共通仕様書に記載の内「調査職員」とあるのは、「監督職員」と読み替える。
2. 管理技術者の資格要件
管理技術者(業務を管理及び総括する責任者)は、一級建築士(建築士法 昭和25年法律第202号)とする。

3. 主任技術者の配置及び資格要件

意匠担当、構造担当、電気担当及び機械担当の主任技術者（管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括する者で、発注者との定例的な打合せに出席する者）を配置する。

意匠担当主任技術者は一級建築士、構造担当主任技術者は構造設計一級建築士又は一級建築士、電気担当及び機械担当主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士（建築士法施行規則 昭和 25 年建設省令第 38 号）とする。

4. 業務履行体制

管理技術者及び意匠担当主任技術者は、応募者の事務所（建築士法第 23 条に規定する一級建築士事務所）に所属していること。

管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気担当及び機械担当主任技術者は、それぞれ 1 名とするが、電気担当と機械担当主任技術者は兼任できる。

配置技術者調書に記載した担当者による履行体制にて本業務を履行すること。

定例打合せ（週 1 回程度）には必ず出席できること。

業務履行体制について、実施上、著しく支障があると当センターが判断した場合、発注者の指示において 10 日以内に技術者の交代又は増員に対応し完了できること。

なお、本業務の受託者は、新棟増築工事に係る基本・実施設計業務には参加できない。

5. 業務の内容

（1）基本構想に関する業務

以下の項目について、（2）基本計画に関する業務を遂行する中で基本構想原案と照らし合わせ、基本計画と整合性を保ちつつ当センターと協議し、了解の下、体裁を整える。

- 1 現状と課題
- 2 新棟の備えるべき機能
 - ・ 治療部門・手術部門・検査部門・ICU部門・病棟部門・供給部門など
- 3 先進事例、類似事例に関する調査
- 4 新棟の整備内容
 - ・ 施設規模(手術室・診療室・中材室・病室・駐車場・電気機械室などの根拠)
 - ・ 建設予定地
- 5 新棟の整備手法
- 6 管理運営に関する検討
- 7 建設予定地に関する整理
- 8 既存棟空スペースの活用の方向性
- 9 総事業費(試算)
- 10 長期収支計画
 - 急性期センター・機構本部の作成・検証した計画による。
- 11 事業スケジュール
- 12 報告書のまとめ

※ 基本構想原案並びに上記項目に関するデータは当センターより提供する。万一、当センターに関する不足情報がある場合は、当センターが新たに提供する。新たにベンチマーク等間接的なデータが追加で必要になった場合は、受託者が当センターと協議し、適切な水準のデータを獲得するものとする。

(2) 基本計画に関する業務

以下の項目について調査検討を行い、基本計画報告書をまとめる。

検 討 項 目	検 討 内 容 例
1 敷地与条件等の整理	<ul style="list-style-type: none"> 敷地状況、周辺環境等について現地調査並びに必要なに応じて関係機関と協議を行い、敷地の与条件を整理する。
(a) 敷地の現況	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査により、既存施設、前面道路、敷地の地形、植生等を把握する。 敷地及び沿道の埋設管等について、次の (b) と合わせて調査 (管種・ルート・深度等) を行い、現況及び発生する移設等の工事費の概算を把握する。
(b) 供給処理施設の条件	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び既存施設の供給処理施設 (電気、ガス、給排水、電話、CATV 等) の現状を調査し条件を把握する。 特に、新棟計画地及びその周辺、既存施設 (ドライエリヤを含む) において、増築工事により影響が想定される供給処理施設等を詳細に調査 (管種・ルート・深度等) し、発生する移設等の工事費の概算を把握する。
(c) 周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査等により、地形、緑地等の自然条件、公共公益的施設、交通機関、道路等の社会的条件、及び周辺の土地利用状況、町並み等を把握する。
(d) 法規制、官公庁関係条件	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法等の関係法令の規制、及び官公庁等関係機関の敷地、施設に関する条件を把握する。(市条例等に留意する) 新棟増築において遡及が想定される既存不適格建築物を調査し、発生する改修工事内容及び工事費の概算を把握する。 新棟増築における建築基準法第 86 条 (一団地) 認定に係る手続きについて、これまでの履歴を踏まえて整理し、内容を把握する。
(e) 施工条件	<ul style="list-style-type: none"> 工事用進入道路や、立地と敷地の特性、周辺環境等による施工条件を把握する。
(f) 既存施設及び類似施設	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設や類似施設の内容、利用状況、運営管理の状況等を把握する。
2 計画条件の設定	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想で立案した事業内容、施設機能、管理運営方針等を具体化し、必要諸室、規模等の計画条件を設定する。
(a) 必要諸室の設定	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想で立案された所要室を含め、必要諸室を設定する。 利用人員、主要機器、室の使い方、1 人あたりの必要面積類似施設の状況等を検討し諸室及び共用部分の面積を検討する。
(b) 諸室相互の関連性の検討	<ul style="list-style-type: none"> 諸室ごとの内容、機能、利用時間等の運営計画、運営組織や管理計画などを考慮し、諸室相互の機能的関連性を検討する。
(c) 施設相互の関連性	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の特性を考慮して、機能的関連性を検討する。
(d) 規模の設定	<ul style="list-style-type: none"> (a) ~ (c) を総合的に考慮し、建物規模等を設定する。
(e) 駐車台数の検討	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の駐車需要や交通機関、敷地条件、関係法令等を勘案し、計画駐車台数を検討する。 新棟増築により減少する駐車場の代替計画を検討する。 (既存施設等で可能な場合は駐車需要実態調査を行う) (新規施設等で実態調査が実施できない場合は、類似施設の実態を参考にする)
(f) 専門家の意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> 計画施設に関して、専門的知識を要する事項について専門家の意見やアドバイスを受ける。
(g) 管理運営計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想で立案した管理運営方針を踏まえ、施設の具体的な管理運営計画を立案する。
(h) ライフサイクルコストに関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストに関する考え方を整理する。

3 施設計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> 計画条件に基づいて、複数の配置計画や平面計画などの建築物の空間構成の検討を行い、比較検討、課題の把握を行う。
(a) 計画方針の設定	
イ 施設計画の基本方針の設定	<ul style="list-style-type: none"> 施設の目的、位置づけ、整備方針を整理するとともに、土地利用、空間構成、景観形成、環境共生、緑化方針等の施設イメージについての基本方針（コンセプト）を定める。
ロ 施設整備水準の設定	<ul style="list-style-type: none"> 施設の内容、利用者層、運営管理計画等から目標とする施設の水準を設定する。
(b) ゾーニングの検討	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容の特性に応じてゾーニング（部門分け）を行い、諸室をグルーピングする。
(c) ブロックプランの検討	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニングを基に階層構成等を検討し、ブロックとしてまとめその規模や相互の動線（関連性）を考慮しながら、ブロックプランを策定する。
(d) 土地利用計画・配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ブロックプランを基に、建築物の配置、緑地、広場、駐車場、発電機地下燃料タンク、防火水槽、消防用活動空地、雨水貯留槽等を含めた土地利用計画（配置計画）の検討を行う。 必要に応じて敷地造成計画を検討する。 （関係法令基準に基づき、造成高さ、切り盛り土量、法面保護、排水計画等を策定する） 渡り廊下棟、中央館との渡り廊下による接続の検討を行う。
(e) 平面、断面計画	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画、ブロックプラン、各階の階高等を総合的に検討し、概略の各階平面計画及び断面計画を検討する。 平面計画から共用部分を含む施設の延床面積を算出する。
(f) 構造計画	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な構造種別を検討する。 既資料から杭長等工事費概算に係る検討を行う。 免震構造の適用について検討を行う。
(g) 設備計画	<ul style="list-style-type: none"> 電気、給排水、衛生設備などの引き込みや基本的な設備システム、及び特殊設備等の必要性について検討する。
(h) 防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設の用途、規模に対応した防災設備やファイアーレーン（消防車の寄りつき）の確保等の条件を整理する。 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説による検討を行う。
(i) 周辺への環境影響予測	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境への影響を検討する。 （日影、日照、騒音、臭気、プライバシー、周辺電波障害等） 必要に応じて、日影図を作成する。
(j) 大阪府温暖化防止条例に基づく環境配慮指針の検討	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の視点から当該施設に相応しい環境配慮事項について検討する。 CASBEE による評価結果において、建築物の環境性能効率(BEE)が 1.5 以上確保されていること。
(k) 大阪府自然環境保全条例に基づく緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府自然環境保全条例を満たす緑化計画の検討を行う。
(l) 維持保全計画	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストの考え方を踏まえ、維持保全計画について概略の検討を行う。
(m) 施工・転がし計画	<ul style="list-style-type: none"> 敷地条件等を勘察し、工事用進入路、仮設計画等の課題について検討する。 必要に応じて転がし計画等について検討する。
(n) 整備スケジュールの検討	<ul style="list-style-type: none"> 設計、法的手続き等に必要な期間（費用の調査含む）、工期及び予算化時期等のスケジュールを作成する。 必要に応じて、ローリング（ころがし）等の工事工程計画を検討する。
(o) 工事費の概算	<ul style="list-style-type: none"> 工事費の概算に必要なデータを算出、整理を行う。
4 報告書のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 報告書原案作成及び最終報告書の作成

(3) その他業務

1 計画地の現況測量業務

業務範囲は以下とする。

- (a) 基準点測量 8点 4級
- (b) 現況平面測量 11,340m² 縮尺 1/200
- (c) 水準測量 10m方眼 4級
- (d) 地下埋設物調査・測量

実施要領、注意事項については監督職員の指示に従うものとする。

測量に従事する技術者は、測量に関する諸法規に通じ、かつ、測量士法に規定する測量士の資格又はそれに相応する経験を有する者でなければならない。

測量にあたり、他人の土地及び家屋等の立入りにかかる交渉、建築物、工作物の損傷苦情等の処理は、全て受託者の責任において行う。

現況平面測量については、敷地境界、建物及び工作物の位置、構内道路境界、柵、よう壁、緑地、マンホール、地下施設（雨水貯留槽）等及び計画に必要な隣接周辺も測定すること。

2 新棟の電波障害調査（机上調査）

地上デジタル放送電波障害確認のため、大阪局、神戸局、京都局の3局の机上検討及び既存棟との複合障害の検討を行う。

3 現況図面の更新

(a) 全体配置図のデータ修正

- ・地下施設（雨水貯留槽、受水槽、防火水槽、重油タンク等）の位置を、竣工図及び現地調査を元に全体配置図に落とし込む。

(b) 既存建物平図面のデータ修正

- ・廊下でつながった本館（地下1階地上6階）、放射線治療棟（地下1階）、渡り廊下棟（地下1階地上3階）、中央館（地下1階地上12階）、北1号館（地下1階地上3階）、北2号館（地下1階地上3階）が各フロア毎にまとめて表現されている既存図面データを、肢体不自由者更正施設等及び災害拠点病院支援施設（地上3階）を加えた図面データに修正する。屋根部分も反映させる。肢体不自由者更正施設等及び災害拠点病院支援施設は、中央館1～3階及び北2号館2階部分と渡り廊下で接続している。
- ・各建物の主要な基準線、寸法について確認し、記入する。

6. 業務の実施

(1) 一般事項

基本構想策定業務、基本計画策定業務、その他業務は、提示された設計と条件等に従って行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。打ち合わせ時の資料は、受託者が必要部数を準備する。

- a. 業務着手時
- b. 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 定例打ち合わせ（週1回程度）

(3) 貸与資料

- a. 基本構想報告書原案
- b. 既存建物竣工図（紙ベース）
- c. 地質調査データ（近接地参考）
- d. CADデータ（敷地図、平面図（本館・中央館・北1、2号館、放射線治療棟、渡り廊下棟、肢体不自由者更正施設等及び災害拠点病院支援施設））

(4) 成果物の提出場所は、大阪府立急性期・総合医療センター事務局とする。

(5) 引渡し後の質疑

当該業務に関する質問が生じたときは、受託者は、原則として無償で質問に対する回答書を作成すること。

7. 成果物の利用の許諾

本委託による成果物を基本・実施設計業務等に係る設計者選定及び基本・実施設計業務等の基礎資料として利用することについて、業務委託契約書第8条の規定により許諾すること。

III 要求成果物

1. 詳細、仕様などについては監督職員と十分協議すること。
2. 提出する電子データは、原則として文書・表等のエクセル・ワードデータ及び原稿（A4、A3バラ）のPDFとする。また、図面等の作成にCADを用いる場合は、ファイル形式について事前に監督職員と協議し、併せて提出すること。
3. 電子データは監督職員の求めに応じて、随時提出すること。
4. 納品は、それぞれ製本を20部、電子データを記録したCD-Rを5部ずつとする。
5. 成果図書は、以下のとおりとする。
 - (1) 基本構想に関する成果図書（基本構想報告書）

A4版製本とする。11月中旬成果物提出。

 - a. 現状と課題
 - b. 新棟の備えるべき機能
 - c. 先進事例、類似事例に関する調査
 - d. 新棟の整備内容
 - e. 新棟の整備手法
 - f. 管理運営に関する検討
 - g. 建設予定地に関する整理
 - h. 既存棟空スペースの活用の方向性
 - i. 総事業費（試算）
 - j. 長期収支計画
 - k. 事業スケジュール

(2) 基本計画に関する成果図書（基本計画報告書）

A3版製本とする。

項 目		備 考
a. 敷地与条件等	(a) 敷地の現況	A3版 CADで作成
	(b) 供給処理施設の条件	
	(c) 周辺環境	
	(d) 法規制、官公庁関係条件	
	(e) 施工条件	
	(f) 既存施設及び類似施設	
b. 計画条件	(a) 必要諸室一覧	
	(b) 諸室相互の関連性	
	(c) 施設相互の関連性	
	(d) 規模（面積表）	
	(e) 駐車台数算定結果	
	(f) 専門家の意見聴取結果	
	(g) 管理運営計画の立案	
	(h) ライフサイクルコストに関する検討結果	
c. 施設計画の検討	(a) 計画方針	
	(b) ゾーニング	A3版
	(c) ブロックプラン	CADで作成
	(d) 土地利用計画・配置計画	
	(e) 平面、断面計画	
	(f) 構造計画	
	(g) 設備計画	
	(h) 防災計画	
	(i) 周辺への環境影響予測	
	(j) 環境配慮指針検討結果	
	(k) 緑化計画	A3版 CADで作成
	(l) 維持保全計画	
	(m) 施工・転がし計画	
	(n) 整備スケジュール	
(o) 工事費の概算書		
d. 検討・根拠資料等	ヒヤリング結果、協議録、各種計算書、見積り書等	
(注) 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。		

※ (1)における基本構想報告書を11月中旬提出とするため、それまでに基本計画の各項目の検討・整理を完了させること。基本構想報告書に合わせ、基本計画中間報告（必要所室一覧、規模（面積表）、平面、断面計画は入れ込むこと。）も提出できること。

(3) その他業務に関する成果図書（その他業務報告書）

以下について、その他業務報告書としてまとめてA4版（測量図についてはA1、図面についてはA3ファイル折り）で製本し、提出すること。

a. 計画地の現況測量

多角点網図、現況平面図、高低図、地下埋設図、植栽平面図、各種計算書、縦横面図（多角点、境界点、面積等）、各種写真（全景、境界プレート等）、引照点図等。図面のまとめ方については監督職員と協議による。

- b. 電波障害調査（机上調査）
受信形態、障害範囲予測図、改善方策。
- c. 現況図面の更新
全体配置図，各階建物平面図。

IV その他

受託者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。また、受託者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、当該下請業者に届出等を指導しなければならない。届出等がない場合は、入札参加停止にすることがある。